

沖縄工業高等専門学校後援会  
会員各位

沖縄工業高等専門学校後援会  
会長 崎山 敏雅

#### 沖縄工業高等専門学校後援会会則の追加のご報告

去る 6/13 の理事会で後援会会則第 10 条に「理事会に出席できない理事は、議案の採決を議長（会長）に委任する、または賛否や意見等の審議結果を事前に報告することで採決に参加できる」という条文を追加することが採決され、可決いたしました。これに伴い 6/13 をもって会則が改訂されましたことをこの場を借りて報告いたします。

なお、追加された会則は第 10 条 4 項とし、追加前の旧 4 項以降旧 9 項までをそれぞれ順次 1 つずつ繰り下げるものとします。また、この報告書においては、追加前の会則を旧会則と称します。

6/13 開催の理事会では、コロナ感染防止のため離島支部をはじめとする数名の理事の欠席が見込まれておりました。一方で、コロナ関連対策を含む令和 2 年度予算案を審議するという重要な会議と位置づけておりましたので、なるべく多くの理事の意見を募り審議を深める必要があると考えておりました。

しかし、旧会則第 10 条 3 項に「会議の議決は、出席者の過半数をもって決し、…」とあるため、このままでは理事会に出席できない理事は議案審議に参加できません。理事は支部会員の意見や要望を理事会に届ける役目を託されています。その理事が議案審議に参加できないということは支部の意見が後援会に反映されないことにつながります。それを避けるために「理事が議長に採決を委任すること、または議案に対する賛否や意見を理事会に届けることで採決に参加できる」趣旨の会則を追加して理事の役目を果たせるようにしたいと思いました。

本来、会則の改廃は旧会則第 10 条 7 項 2 号において総会で行う事項とされておりますが、今回は旧会則第 10 条 9 項「理事会は、緊急を要する場合、総会に代わって決議することができるが、この場合、総会への報告を必要とする。」に則り、6/8 に会長より全理事にメールで会則の追加を提案し、6/12 までに過半数の理事から賛同をいただきました。その時点から、出席できない理事の審議結果や意見をメールで頂き、理事会での審議に反映しています。

以上